出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度

窓口での立て替え払いが不要となります。

直接支払制度とは、出産育児一時金等の額を上限として、健保組合から医療機関等へ直接出産費用を支払う制度です。多額の現金を用意しなくても安心して出産できるようにと創設されました。

【期間】

平成21年10月1日から平成23年3月31日までの出産

【手続き】

出産にかかる費用は、従来、医療機関へ立て替え払いをし、出産後に健保組合へ申請、「出産育児一時金」として定められた額を給付されることとなっていました。したがって予めまとまった現金が必要となり、大きな負担となっていました。この窓口での負担を軽減するために、出産育児一時金の「直接支払制度」が導入されます。

この制度は、出産をする被保険者・被扶養者が、まず医療機関と代理契約を締結したうえで、その医療機関が被保険者に代わって、出産育児一時金の申請・受取を行うという新しい仕組みです。

出産費用が出産育児一時金の支給額を超えた場合は、被保険者・被扶養者が差額を窓口で支払います。また支給額に達しなかった場合は、健保組合からその差額が給付されます。

ただし、直接支払いを希望しない場合や、海外で出産する場合等は、従来どおり出産育児一時金の事後払いも可能です。

また、同じく立て替え払いが不要であった「受取代理制度」については、平成 21年9月末で廃止となります。

図:出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度

【支払の流れ】

1 出産費用が出産育児一時金等の額を上回る場合

健保組合から出産育児一時金等の全額が医療機関等へ支払われます。 出産育児一時金等の額との差額を医療機関等へお支払いください。

2 出産費用が出産育児一時金等の額を下回る場合

出産費用(実費)が健保組合から医療機関等へ支払われます。

出産育児一時金等の額との差額は、医療機関等から交付された明細書等の写し を「出産育児一時金請求書」に添付し、健保組合に請求してください。